

## 令和7年度第1回鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園指定管理者選定委員会議事概要

- 日時 令和7年（2025年）5月12日（月） 10時00分から11時30分まで
- 場所 鎌倉市福祉センター2階 第3会議室
- 出席者 委員：岸川委員、大西委員、初崎委員、堀之内委員、國分委員 5名出席  
事務局：こどもみらい部 廣川部長、高木次長（こども支援課担当課長）、  
発達支援室 貴田室長、武浪補佐、小川係長、小松田係長、川村職員、鈴木係長

### 1 委員長、副委員長の選出

互選の結果、委員長に岸川委員、副委員長に大西委員が選出された。

### 2 議題

#### （1）会議の公開について

委員長 会議の公開につきまして、事務局からご説明をお願いします。

事務局 資料2、鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園指定管理者選定委員会規則第7条では、委員会は公開を原則としています。このため、第3回の応募者のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開とし、それ以外については、採点や審査に関わる部分であるため会議は非公開とし、議事概要は、候補者選定後、公開したいと考えております。また、議事概要作成にあたり、会議について録音させていただきますことをご了承いただければと思います。議事概要の非公開部分については、鎌倉市情報公開条例に基づき事務局で判断してまいります。

委員長 委員会の公開につきましてご説明がありましたけれども、何かこちらの件につきましてご質問や確認事項ありますでしょうか。

委員 選定委員会規則は令和元年（2019年）9月30日に規則ができて、10月1日から施行になっております。市の基準の一つとして作ってある。他の選定委員会にもそれぞれこの規則があって、それと同じだから、意見はありません。

委員長 この規則に基づいてこの委員会の公開を進めていくということよろしいでしょうか。

各委員 はい。

#### （2）指定管理仕様書（案）について

#### （3）指定管理者募集要項（案）について（一括審議）

委員長 続けて、議題（2）指定管理者の仕様書（案）とあわせて、議題（3）指定管理者募集要項（案）につきまして、一括してご説明いただきたいと思いますと考えております。資料5仕様書（案）資料6募集要項（案）が該当することになります。まずは事務局からご説明をお願いします。

事務局 まず、事前に送付いたしました仕様書（案）及び募集要項（案）について、送付後に、各委員からいただいたご意見を反映するなど、変更している点がございますので、説明いたします。

資料5、仕様書をお開きください。変更点につきましては、2ページの（2）休園日の表現について、年末年始の記載を条例の記載に合わせました。休園日自体に変更は生じていません。続きまして15ページの8、経費の負担区分について既存の警報装置の設置に関する記載は、直営から指定管理に移行する際に必要だった事項ですので、今回削除しております。

次に、資料6募集要項をお開きください。5ページの（7）指定管理に要する費用の記載について第2段落に上限額を記載していますが、こちらを5年間総額に改めています。元々お配りしたもので

は、各年度の上限額を示していますので、約5倍の金額が記載してあります。続きまして、7ページ以降の選定手続きの日程について、空欄としていたところを記載しております。こちらの詳細は後ほど説明してまいります。

続きまして資料5仕様書に戻り説明してまいります。目次をご覧ください。仕様書は、大きく9つの項目で構成しています。また、この項目に追加して、別紙1、中核的な機能についての仕様書、別紙2以降に施設管理に関する事項を定めています。

前回からの主な変更点として、今回、指定管理2期目の選定にあたり、次期5年の指定管理期間に向けて、改正児童福祉法で明記された児童発達支援センターの4つの中核機能を発揮できる体制の整備と事業展開を想定した内容を新たに仕様書に盛り込んでいます。

仕様書、別紙1に記載しているのは、児童福祉法が示す児童発達支援センターの中核機能4項目である「1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家庭家族支援」「2 地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」「3 地域のインクルージョン推進の中核機能」「4 地域の発達支援に関する入口としての相談機能」について、本市の求める具体的な機能を示しました。今回の選定においては、これまでの5年で求められた機能に加え、新たな中核機能の実施状況について重きを置いているところです。

また、別紙2以降に児童発達支援センターの管理運営に重要な役割を果たす事業について詳細を示しています。現在、指定管理業務として実施しているものの、詳細を定めていなかった通園バス運行および給食提供について業務内容の変更を行うものではありませんが、記載を追加します。

その他の部分については、現在の指定管理の内容と同様としております。また、変更ではありませんが、仕様書の添付資料として、建物図面、備品リストも添付します。

続きまして資料6募集要項の説明になります。目次をご覧ください。指定管理者募集要項は大きく7つの項目で構成しています。

前回からの変更点として、8ページの応募に関してになります。前回は直営から指定管理への移行であったため、現地説明会の参加を必須としていましたが、今回は必須としていません。なお、法人格および複数の法人による共同事業体について応募可としている点、また、福祉型児童発達支援センターの良好な運営に2年以上の実績を持つこととし、しっかりとした運営実績があることを前提としている点は変更してありません。

募集要項別添表1の評価項目については、別途議題5で説明いたします。

仕様書および募集要項については、公募期間の初日である5月30日にホームページにて公表する予定です。スケジュールに関しましては、公募期間は5月30日から6月30日まで、事業者に対する現地説明会は、申込者があれば、6月9日（月）から6月13日（金）までの間で、申込者と調整して実施することを予定しております。質問期間は6月13日（金）から6月19日（木）までを予定しています。質問回答日については6月25日（水）を予定しています。

以上になります。仕様書および募集要項についてご審議をお願いいたします。

委員長 資料5の仕様書に関しまして、それと資料6の募集要項に関しまして、ご意見やご質問があれば伺いしたいと思います。

委員 送迎や、給食は書かれていないことを示すということでしょうか。

事務局 これらのサービスの提供につきましては、仕様書の2ページの業務内容に、通園バスについては4（1）エ、給食提供に関しては4（1）オという形で示しており、現在も指定管理者が指定管理業務の一環として実施しています。ただ、ここの詳細について、記載していなかったのもので、公募するにあたり、改めて詳細の仕様を追記することを考えております。その内容は、直営で行っていたときの仕様書をベースと考えておりますので、業務そのものに変更を加えるものではありません。

応募を考える方が、業務をイメージしやすいようにということになります。

委員 はい、わかりました。

委員長 他にいかがでしょうか。

委員 既に指定管理でやっていて、改めて追加したのは、指定管理を開始したときから、法律がいろいろ変わっていて、それを反映させたということですね。

事務局 別添1で説明した「中核的な機能について」を加えています。また、バスのブザーのこととか、様々な変わっている部分については反映させています。

委員 障害者福祉計画を作成しその計画に基づいて、募集要項ができているということでしょうか。

事務局 はい。

委員 障害者福祉計画を令和5年度に作成して、令和6年度から新しい計画を運営されていて、その計画に基づいての鎌倉市児童発達支援センターの位置づけということでしょうか。

事務局 はい。

委員長 また後で評価項目などを見ていくときに、整合性があるのかも含めて、お気づきのことがあればご発言いただければと思います。

スケジュールに関しては、公募期間は5月30日から6月30日までの1か月間で、30日には募集要項、仕様書が公開になるということでしょうか。

事務局 はい。

委員長 ご意見は特にありませんでしたので、事務局でも再度確認し、公開する前にメールで共有するというので、よろしくお願いいたします。

事務局 はい。本日の内容は、この後の内容も含めて、委員の皆様にも共有して確定の手続きを進めてまいります。

#### (4) プレゼンテーション・ヒアリングについて

委員長 プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法、内容についてご審議をお願いしたいと思います。資料7公開プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局 応募団体には、応募書類に基づいた事業提案についてプレゼンテーションを行っていただきます。

1団体あたりプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の計30分で行い、全団体のプレゼンテーション等が終了後、採点していただく予定です。資料7には、参考に2団体の応募があった場合のスケジュール案を示していますが、こちらは応募団体数によって前後いたします。

事前にいただいたご意見の中で、1者か複数者かで、視点が異なってくるというご意見もいただいております通り、具体的な質問項目や聞き取りの視点は、応募書類の内容や応募団体数によって変わってくる部分があるかと思います。そのため、次の第2回選定委員会で、応募書類を確認いただきながらご審議いただければと考えております。説明は以上になります。

委員長 スケジュールは2者が手を挙げたことを想定しているところですが、5月30日に公募を開始して、どの事業者が手を挙げるのかといったところは、全くわからないので、第2回の委員会で共有した上で進めていきたいと考えているところです。

時間は、プレゼンテーション20分、ヒアリング10分ということですが、この時間についてもご意見があればと思います。

1者でも複数者でも、プレゼンテーションとヒアリングの時間は同じということでしょうか。

事務局 はい。

委員長 他にご質問やご意見などありますか。

委員 プレゼンテーションは時間を長く取った方がよいです。パワーポイントの使用を可としていて、説明には大変良いけれど、本当のことはわかりにくい。要領よくプレゼンテーションしてくださいというはあるけれど、短いと思います。

それから質疑応答も、委員が5人いて10分でやると1人2分。これだけの内容を、1人2分しかないというのは短いと思うので、最低10分は増えた方がいいと思います。

今回は、例えば応募が1者であれば、プレゼンテーション前に応募団体名を公表してもらいたいです。以前他の選定委員会で要望したが、あくまでも提出された資料に基づいて判断してくださいといわれました。応募団体名がわかれば、ホームページを見る等、情報を集めて、客観的に判断できるのですが、公平性を確保するためとのことで非公表のままで審査しました。

もう一つ、市の事業Fでは、公平公正ということで、公募にすることが増えていますが、福祉の業界で複数者が応募してくれることは少なく、1者から応募があり安堵したというのが現実には多いです。公募で集まらないこともあるから、今後は指名で複数者に声をかけるということを検討したほうがいいと思いますよ。今回も、どれくらい応募があるかというのは非常に興味深いです。あおぞら園の指定管理を受けるということは、職員の採用なりなんなり全部体制を整えなくてはいけないわけです。ここまでの体制を整えて、鎌倉市のためにやってくれる団体が多くいるとは期待できないと思っています。

指定管理料の金額は前から比べて上げたのですか。

事務局 金額は上げていて、人件費と委託料を時点修正し、将来的な5年後、物価上昇等を見据えて、年間で概ね4,000万円ぐらい上げています。

委員 それくらい上げたなら、何とかやっていけると思ってくれるところが出てくるかもしれない。これは消費税かからないですよ。

事務局 はい。

委員長 まずプレゼンテーション・ヒアリングの、特にヒアリングの時間10分という設定になっているのですが、プレゼンテーション20分、ヒアリング20分という案をいただきました。こちらについて委員の皆様いかがでしょうか。

1つの項目に対してかかる時間を考えますと、20分が妥当であろうかとも思うのですが、よろしいでしょうか。

委員 そうする必要があると思います。それと、質問について事前に決めれば、脱線も少ないと思います。

事務局 そのあたりは、第2回の選定委員会で、ご審議いただければと思います。

委員 わかりました。

委員長 ヒアリングの時間は20分ということで、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 今回は、公募という形で指定管理者を決めるという方向でいきたいと思っています。指定管理は、市が行う業務を代行するということでは、市の役割を担ってもらう部分が非常に強いと思いますので、しっかりとした団体を選定できるように、この委員会の中で議論したいと考えております。他に皆様の方からご意見ありますか。

各委員 ないです。

#### (5) 指定管理者選考に係る評価等について

委員長 議題(5)指定管理者選考に係る評価表等についてということで、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料8、資料9になります。なお、資料6募集要項の後ろにも同じようなものが添付されています。

が、違いとして、前回の選定から削除した項目があり、資料 8 にはその部分を見え消しという形で記載してあります。

前回からの変更点としまして、仕様の説明でも挙げました中核的な機能の実施に関する項目を 5 番に追加しています。配点は 40 点としています。

一方で、直営から指定管理への移行であったことから、移行に向けた引き継ぎについてという項目を設けておりましたが、今回は指定管理者が既に導入されていることから、この項目は削除しています。見え消しになっている 9 番で、10 点の配点がありました。なお、新規の応募者があった場合、引き継ぎについては、人員体制等の評価で、引き継ぎ体制の状況も加味して採点いただければと考えております。

その他は前回と同様の配点になっており、選定委員 5 名の合計点の 6 割未満の場合や、同一評価項目において 2 名以上の委員の評点が 1 点、満点が 10 点の項目は 2 点以下とした場合は選定の対象外となります。

また、評価にあたりまして、地域との連携や安全管理、給食の提供も含めた衛生管理の項目などに関連して、委員の皆様は、施設の立地や環境、設備等、現地をご確認いただく必要があるかも、ご審議をお願いいたします。現地を確認される場合は、第 2 回の選定委員会を、あおぞら園で開催し、書類審査等とあわせて施設をご覧いただく案がございます。

以上が主な変更点と現地確認についての説明になります。ご審議をお願いいたします。

委員長 まず、説明がありました、ハード面について、現地確認は評価をするにあたってとても重要な側面と考えています。選定委員会として評価する視点を改めて現地で確認したいので、第 2 回の選定委員会はあおぞら園で開催するのが望ましいと考えていますが、いかがでしょうか。

委員 時間は 2 時間程度ですか。

事務局 あおぞら園との調整もありますが、7 月 7 日の午後の時間帯、13 時から 16 時の間で、改めてご案内したいと考えております。

委員長 実際に指定管理者が運営しているところですが、選定委員会の観点からすると、仕様書や募集要項などの基本を確認した上で、特にハード面の確認というように思いますので、そういう理解でよろしいでしょうか。

委員 現地で指定管理者の従業員の方に質問するわけにいかないですか。

事務局 そこは難しい部分であると思います。

委員 わかりました。

委員長 では、2 回目は立地条件なども含めて、委員で共有させていただいた上で、審査にむけた評価の準備にさせていただきたいと思います。

委員 あおぞら園は、建物を改築などしていますか。

事務局 募集要項の大規模修繕のところに記載があり、小規模修繕は行っています。最近行った大きいものは、全館 LED の照明にしたので、中がとても明るくなったとか、あとは全員集まれる大きさの遊戯室がありまして、そこの床の絨毯と床暖房を張り替えて、綺麗になっているところはあります。

委員 あおぞら園は、かなり以前から知っているのですが、大きく変更したのでない限りは、だいたい知っていますが、レイアウトが変わったというのはいないですか。

事務局 照明を LED にしたので、内部はかなり明るくなっていて、違うと感じていただける部分もあると思いますが、レイアウトの変更はないです。

委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。他に、こちらの資料 8 の選定委員会用資料の評価表ですけれども、皆様からご質問やご意見などありますでしょうか。

私からよろしいですか。例えば加えて欲しい項目があった場合は、ご検討いただいても大丈夫ですか。

事務局 はい。

委員長 「4 利用者の特性に応じた支援の実施」について、行動面で難しい子どもが多数いると思うのですけれど、特に自閉傾向があったり強度行動障害になってしまう、いわゆる自閉傾向があって行動障害がある子どもに対する専門的な支援が提供できるかどうか、というのを加えてはいかがかと考えていますが、事務局も含めて、慎重な意見も必要かもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局 項目の追加自体は可能でございます。他の内容との整合性については、今おっしゃられた表現ですと事務局としては特に何かを妨げるものはないと考えますが、委員の皆さんの中でご了承いただければ追加いたします。

委員長 プログラムの考え方の項目で、発達状況や特性に応じた生活プログラムの組み立てについて質問することで評価できないこともないのですが、強度行動障害予備軍を作らないためにも、幼いうちから特性に合った、特に他害行動とか自傷行為とか、難しさがある子どもは未就学児にもたくさんいらっしゃると思うので、特にこの行動障害を予防するという意味での支援ですね、強度行動障害に対する支援という項目があっても良いと思うのですけれど、委員の皆様いかがでしょうか。

委員 今、問題になっているのは、重度化、高齢化ですよね。福祉計画を作るときも、重度化の対応というのは考えなければならない部分があったと思うのですよね。だから、その対応ができているということは必要だと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

事務局 追加する項目の文言ですが、あおぞら園には2歳、3歳になりたてのお子さんからお入り、まだ変化も大きい時期でもあるので、どのような表現にするか配慮いただければと思います。

委員 そこは、委員長と事務局で、相談していただいて文言を考えていただいた方がいいと思います。

事務局がおっしゃったように、2歳とか3歳だから、成人みたいに顕著に表れていますと言うことははないかもしれないけれど、注意はありますよと、それに対する対応は事前にどうするかというのは考えておきますという姿勢は、やはり持っていてもらわないと困ると思います。

委員長 そうですね、実際それができるかどうかというところはまた別問題ですけれども、評価項目のひとつに入っているところで、手を挙げてくださる事業者さんが、そこを意識していただけるかどうかというところが重要なポイントだと思いますね。

委員 だからそういう意味で地域関係を含めるという意味でも、評価の対象に入れた方がいいと思います。

委員長 例えば放課後等デイサービスでありがちなのか、子どもの特性に合ったサービスではなくて、預かるだけの状態になっていって、そこで結果的にはまた不適応があって、子どもの生きにくさ、支援の難しさが増長されているところもあると思いますので、あおぞら園に期待するところとしては、やはり専門的な視点での支援をして、預かりだけではなく、子どもが大きくなったときにより豊かな人生を歩めるようにというところを、しっかりと支援できるように、指定管理を受けていただいた事業所には徹底していただきたいと思っています。

委員 児童発達支援センターだから中核的なものになるので、そこは今委員長もおっしゃったようなことが入っていていいと思います。

事務局 今の議論の確認といたしまして、「4 利用児の特性に応じた支援の実施」について、文言は委員長と調整してというところですが、項目を追加する。配点は、「4 利用児の特性に応じた支援の実施」が、9項目に各10点ずつ割り振られて合計90点なので、1項目追加し、こちら10点、トータルが100点になるということでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 他にはいかがでしょうか。

委員 そうすると全体の合計点が増えるという考え方でいいでしょうか。

事務局 現在、合計点が 315 点なのですが、上限はないので、325 点となります。

委員 はい、わかりました。

委員長 他に委員の皆さんから評価に関して、ご質問やご意見などありますでしょうか。

皆さんからなければもう一つ、評価項目に入れるかどうかというところからなのですが、前回 5 年前に市の直営から指定管理者になった後、初の選定になるので、例えば、既存の指定管理者について、県の監査や第三者評価などで、欠格にならないものの看過できない指摘事項があった場合に減点する項目を設けるなど、そういったことも考えられると思っていますけれども、いかがでしょうか。

委員 委員会で、応募した事業者名が公表されれば、法人のホームページで調べられますが、非公表なので調べようがない。採点する際に、事務局から提示してくれなければ、趣旨としては委員長が言っているとおりでですが、この項目を入れても委員は調べようがないです。

委員長 事務局お願いします。

事務局 委員長からお話いただきました件、仮に項目に入れた場合ですと、法人は実際いろいろ事業されていますが、あおぞら園の運営に関しての指摘に限って確認することになると思いますので、そうすると、あおぞら園の現在の指定管理者について、わかってしまう部分ではあるのですが、情報は提供できると思います。

なお、現在の指定管理者である県央福祉会さんですけど、指定管理期間の中間年に外部の第三者評価を受けており、これについては公表し、議会の報告も行っています。現状看過できないようなマイナス要因はないというような認識をしているので、この項目については、影響しないのではないだろうかといったところです。

委員長 いかがでしょうか。特に評価項目に加えないで、次の 5 年間というところを見据え、我々が判断できればよいでしょうか。

委員 事業者名を公表しなくても、複数者から応募があったときには、監査等の情報は欲しいです。

事務局 募集要項の中で 2 年間良好な実績があるといったところをうたっていますので、その部分を担保できる情報はお示しする必要があるとの認識で準備しています。過去 10 年 20 年さかのぼってというのは難しいですけども、少なくとも募集要項の範囲内では、事務局からきちんとお示しするつもりでいます。

委員長 監査等の情報は、事務局が募集要項の範囲で拾えるところは拾い、委員会で情報共有をいただくということでよろしいでしょうかです。

各委員 はい。

委員長 では、今回はこの評価項目を加えないということで進めてまいりたいと思います。

委員 経営に関する項目、基本姿勢が 20 点、法人の状況が 20 点、法令順守、人権擁護が 20 点、それで 60 点。1 者のとき、これは採点しないと駄目でしょうか。要は、1 者になったらイエスかノーかだから、この 3 つの項目を減らして、他の項目の点数を上げてメリハリつけるとか。

事務局 項目として抜き差しというのは、募集要項にも添付して基準を公表していくので、評価しないというのは難しいですけども、1 者になった場合は、総合得点で 6 割の点数に届くかどうかと、特定の項目で 2 人以上の委員が 1 点ないし 2 点以下という点数をつけるかどうかで、可否の判断を行うことになると思います。項目としては残したうえで、具体的にどのように採点するのかは、第 2 回選定委員会で、1 者になったことが確定した段階でご審議いただけたらと思います。

委員 財務状況とかは、3 年間の法人の財務状況の資料が提出されるけど、副委員長のような専門家でな

いと読み解けないと考えます。

事務局 その点につきましては、第2回選定委員会にて、副委員長から財務状況に関する善し悪しというところを他の委員さんにご教示いただき、それを踏まえて、第3回選定委員会の際に採点していただくという流れを想定しております。

委員長 そこについては、プレゼンテーションをしてもらったり、事前の資料を拝見して、この委員会の中で情報交換するなかで、財政面では専門家にレクチャーいただけるので、選定委員会全体で補強しながら判断できればと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしければ、評価等についてのご意見は終わりにいたします。

各委員 はい。

委員長 ありがとうございます。議題はこれで終わりになります。

#### 4 その他

事務局より次回の日程について

- ・第2回選定委員会

日時 7月7日（月） 午後 時間は改めて案内

場所 あおぞら園

- ・第3回選定委員会

日時 7月17日（木）

9時10分 集合予定。時間の調整をして追って連絡。

9時30分 プレゼンテーション開始予定

場所 福祉センター 第一・二会議室